

## 子ども子育て支援新制度の概要

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

この新制度は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目指した制度で、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会の全ての人が互いに協力して行うこととしています。

新制度では、保育園等(※)の利用を希望する場合、保護者が市に教育・保育の必要性を申請する必要があり、その申請に基づいて市が教育・保育給付認定を行います。

※保育園等とは、保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・ 居宅訪問型保育・事業所内保育をいいます。

現在、加賀市には保育園と認定こども園があります。

## 教育・保育給付認定の区分

保育園等を利用する際は、入園申込みと併せて、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。 教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性(保護者の就労状況等)に応じて次の3つの認定 区分(1号・2号・3号認定)に分けられ、その区分によって利用できる施設や時間が変わります。

| 児童の年齢   | 保育の必要性   | 認定区分      |                   | 利用できる時間        | 利用できる施設 |
|---------|----------|-----------|-------------------|----------------|---------|
|         | 教育を希望    | 1号認定 教育認定 |                   | 教育標準時間(4時間)    | 認定こども園  |
| 3歳以上    | /2 奈た 小亜 |           | 归去到ウ              | 保育標準時間(最長11時間) | 保育園     |
|         | 保育を必要    | 2号認定      | 保育認定              | 保育短時間(最長8時間)   | 認定こども園  |
| 2 5 1 洋 |          |           | /D<br>本<br>到<br>中 | 保育標準時間(最長11時間) | 保育園     |
| 3 歳未満   | 保育を必要    | 3号認定      | 保育認定              | 保育短時間(最長8時間)   | 認定こども園  |

※教育・保育給付認定において、3号認定の場合は、年度途中で3歳になる時点で2号認定に変わります。



## 保育の必要量に応じた区分

教育・保育給付認定(2号・3号認定)を受ける人は、保育の必要量によって利用時間が「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。 なお、基本的な保育時間は従来どおり8時間です。標準時間認定であって も、実際の保育園利用時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間が目安です。 標準時間・短時間の保育時間帯は保育園によって異なります。

| 区 分    | 保育の必要量(「就労」の場合)  | 利用できる時間                    |  |  |  |
|--------|------------------|----------------------------|--|--|--|
| 保育標準時間 | 月 120 時間以上就労     | 1 口見目1 1 時間 エ   必要に応じた延長児奈 |  |  |  |
| 休月际华时间 | (フルタイム就労等を想定)    | 1日最長11時間 + 必要に応じた延長保育<br>  |  |  |  |
| 保育短時間  | 月48時間以上120時間未満就労 | - 1□皇長○時間 ↓ 必亜に応じた延長収容     |  |  |  |
| 休月延时间  | (パートタイム就労等を想定)   | 1日最長8時間 + 必要に応じた延長保育       |  |  |  |

## 保育を必要とする事由

教育・保育給付認定(2号・3号認定)を受けるためには、保護者(父母ともに)が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

|                | 保育認定の事由                                    | 保育の必要量(原則)                                       | 利用可能期間                    |  |
|----------------|--|--|---------------------------|--|
| 就労             | 日常の家事以外の仕事をしている場合                          | 保育標準時間(月120時間以上就労)または<br>保育短時間(月48時間以上120時間未満就労) | 小学校就学前<br>まで<br>(事由継続の場合) |  |
| 求職活動           | <br>  求職活動を継続的に行っている場合<br>                 | 保育短時間  | 3か月間                      |  |
| 妊娠・出産          | 妊娠中か出産後間もない場合                              | 保育標準時間   | 産前・産後<br>3か月間             |  |
| 育児休業中の<br>継続利用 | 育児休業取得時に既に保育を利用している子ど<br>もが継続して利用する必要がある場合 |  |                           |  |
| 疾病・障がい         | 病気、負傷、障がいがある場合                             | 保育短時間  |                           |  |
| 介護・看護          | 親族を常時介護または看護している場合                         |  | 小学校就学前                    |  |
| 災害復旧           | 震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合                       | <br> <br>  保育標準時間                                | まで(事由継続の場合)               |  |
| 虐待•DV          | 児童の虐待や DV のおそれがある場合                        | 1113 lat 1 131-3                                 |                           |  |
| 就学             | 学校または職業訓練校に通学している場合                        | 保育標準時間または  |                           |  |
| その他            | 上記のほか、保育が必要と認める場合                          | 保育短時間  |                           |  |

#### 保育園と認定こども園

保育園は、児童の保護者が仕事や病気、出産などの理由により、 保育を必要とする乳幼児を保護者に代わって保育をすることを 目的とする施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、 地域の子育て支援を行う施設です。幼稚園部分(1号認定)は、 3歳以上であれば保護者の就労等にかかわらず入園できます。



#### 教育・保育給付認定申請及び入園申込みの手続き

入園申込み受付期間は下記のとおりです。

> ※受付期間終了後は、保育園等に空きがあれば入園が可能ですので各保育園等に ご相談ください。

(年度途中の入園は毎月20日締切で翌月1日からの入園となります)

2 受付及び提出先 入園を希望する保育園等で「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付

認定申請書兼入園申込書」(以下、「申込書」といいます。)及び関係書類を受け取

り、記入後、保育園等に提出してください。

申込書の交付は9月中旬ごろ開始を予定しております。

※加賀市外の保育園等に入園を希望する場合は5ページ(広域利用)をご確認ください。

#### 3 添付書類

① 就労証明書等 【2・3号認定の場合】

(就労者) 就労証明書

(求職中の場合) 求職活動申告書

(妊婦、出産後の方) 母子手帳の表紙と出産(予定)日が分かるページの写し

(育児休業中の方) 就労証明書(育児休業取得欄を記入)

(病気等の場合) 診断書、障害者手帳等の写し等

(介護等の場合) 介護等に従事していることを申し立てるもの(病人等の診断書等に

介護している旨を記入し、署名・押印してください。)

(就学の場合) 大学・看護学校・職業訓練校等の在学証明書または学生証の写し

※原則、保育園等への入園日は各月初日です。

※育児休業中のならし保育は上限1か月です。(例:6月1日から仕事復帰の場合、5月1日から入園可能)

※65歳以上の祖父母やおじ、おばについては、勤務証明書等の添付書類は必要ありません。

- ② 心身状況等個人調査票
- ③ マイナンバー記入用紙

マイナンバー制度開始により、マイナンバーの記載が必要になりました。

提出の際に、申請する保護者の番号確認書類(マイナンバーカード又は通知カード等)及び 身元確認書類(運転免許証等)が必要となります。

#### 教育・保育給付認定、入園承諾及び利用者負担額決定

市内の保育園に入園希望の人には、保育の必要性を認定し「支給認定証」、「入園承諾書」及び「利用者負担額決定通知書」を郵送または保育園を通じてお渡しします。

認定こども園に入園希望の人には、加賀市から「支給認定証」及び「利用者負担額決定通知書」を郵送または認定こども園を通じてお渡しします。なお、入園承諾は認定こども園で行います。

※4月入園の場合は、認定事務が集中し審査に時間を要するため、認定結果等は2月中に通知します。

5月以降の入園を希望する人には、入園月の前月下旬頃に郵送または保育園等を通してお渡しします。

### 利用者負担額(保育料)

加賀市では、独自で利用者負担額(保育料)を無償化しています。

しかし、無償化前の保育料を計算する必要があるため、市民税額に基づく算定が行われます。

※市民税が未確定の場合には、認定が保留されることがあります。至急確定申告を済ませてください。

### ◆海外赴任の場合

海外赴任などで日本に住所がなかった場合は、日本国外での総収入と控除額がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

8月までに入園する場合は令和6年1月~12月中の収入

9月以降に入園する場合は令和7年1月~12月中の収入がわかる書類を添付してください。



#### (注意事項)

- ・保育園等に入園した後、住所や勤務先の変更、世帯員の増減、又はひとり 親等に認定されるなどした場合は、変更届を提出してください。利用できる 保育時間が変更になる場合があります。
- ・教育・保育給付認定申請後、申請内容と状況が異なることや虚偽の申請が 判明した場合には、教育・保育給付認定や入園承諾を取り消すことがあり ます。申請書類の記載は正しく行ってください。

## 市外の保育園等に入園する場合(広域利用)

加賀市に住民登録がある児童が、保護者の就業地等の理由で加賀市外の保育園等への入園を希望する場合は、事前に希望する保育園等にご相談のうえ、加賀市にお問い合わせください。 なお、入園期間は年度単位です。

2号・3号認定の人の広域利用は、原則、勤務地又は実家がある市町村の保育園等に限ります。

また、加賀市と他市町村との協議により利用の諾否が決まりますので、他市町村の事情により入園できない場合があります。

## 土曜日等の保育

児童にとって、家庭内での親子のふれあいはとても大切です。土曜日等は、保護者等の仕事・行事など がお休みであれば、できるだけ家庭内での保育をお願いします。

問い合わせ先

加賀市子育て支援課保育グループ TELO761-72-7856(直通) 令和8年度

令和 7 年 10 月 5

施設型給付費·地域型保育給付費等教育·保育給付認定申請書 兼 入園申込書 (新·馬) 加賀市長

施設所長

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請及び入園申し込みをします。 加賀市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を閲覧し、 その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。 教育・保育給付認定については、審査に時間を要する場合は、審査結果の通知が遅れることに同意します。

| 申請者   | 氏 名 現住所 |                    | フリカ゛ |                     | nガ<br>NO賀 | イチ<br><b>ー</b> [ |      |                        |              |                    | 自宅      | 72 –                                   | 7855             |
|---|---------|--------------------|------|---------------------|-----------|------------------|------|------------------------|--------------|--------------------|---------|--|------------------|
| (保護者)   |         |                    |      |                     |           |                  |      |                        |              | 電 話                | 携帯(父)   | 090-000                                | 0000             |
|   |         |                    | 加    | 加賀市 大聖寺南町二41番地      |           |                  |      |                        |              | 携帯(母)              | 090-000 | $\Delta - \Delta \Delta \Delta \Delta$ |                  |
| 令和7年1月1日  | 父       | <ul><li></li></ul> |      |                     |           | 父                |      | ☑加賀市内<br>□加賀市外(市区町村名 ) |              |                    |         |  |                  |
| の住所地  | 母       | □加賀ī<br>☑加賀ī       |      | (市区町村名 <b>小松市</b> ) |           |                  | の住所地 | 母                      | ☑加賀市<br>□加賀市 | 賀市内<br>賀市外(市区町村名 ) |         |  |                  |
| 申請の対象<br>となる児童                                    | 八多      |                    | フリカ゛ | t                   | カガ        | 5                | タロウ  |                        |              | 性 別                |         | 生年月日                                   | 年齢<br>(R7.4.1現在) |
| (子)   |         | ~ 4                |      |                     | 加賀        | <u> </u>         | 太郎   |                        |              | 男· 女               | R .     | 5年10月15日                               | 2歳               |
| 保育の希望の有無 ☑有: 保育園等での保育を必要(2号・3号認定) □無: 教育を希望(1号認定) |         |                    |      |                     |           |                  |      | 1号認定)                  |              |                    |         |  |                  |

必ず希望する方に☑を付けてください。 1号認定を希望する人のみ、添付書類は不要です。

世帯の状況(同居・別居にかかわらず、生計を一にする家族全員について記入してくださ

年齢 区 児童との 性別 勤務先又は学校名等 生年月日 分 続柄 (R8. 4. 1現在) フリカ゛ナ イチロウ カガ 男·女 T·S 父 59 年11月7日 41歳 (株) △△ 加賀 一郎 H • R カガ ハナコ フリカ゛ナ  $T \cdot (S)$ 男·安 ₩ 61 年4月28日 39歳 (株) 〇〇工業 加賀 花子  $H \cdot R$ 児 フリカ゛ナ カガ ユキコ  $T \cdot S$ 11歳 童 男・女 26 年12月15日 □□小学校 姉 加賀 雪子 (H) R  $\mathcal{O}$ 世 フリカ゛ナ カガ ツキコ  $T \cdot S$ 帯 姉 男·女 5歳 ◇◇保育園 2 年 4月 6日 月子 加賀  $H \stackrel{\frown}{R}$ 員 フリカ゛ナ  $T \cdot S$ 男・女 年 月 日 歳 H • R フリカ゛ナ  $T \cdot S$ 男・女 年 月 日 歳 H • R

原則初日入園です。 利用希望期間·利用希望施設 年 日 まで 1. 令和 月 利用希望期間 8 年 4 月 1 合和 В から ② 小学校就学前 まで ◇◇保育園 自宅から近いため 第1希望 希望理由 利用希望施設名 第2希望 希望理由

### 祖父母の状況 (65歳未満の同居祖父母は就労証明書等を添付してください。)

|   |    | 氏名                                | 年齢<br>(R7.4.1時点) | 同居・別居の別(別居の場合は住所を記入) |   | 就労等の状況  |
|---|----|-----------------------------------|------------------|----------------------|---|---|
| 父 | 祖父 | フリガナ カガ マルキチ<br>加賀 丸吉             | 65               | 同居 別居(住所:            | ) | □就労 □疾病・障がい □介護・看護 □不存在<br>☑高齢(65歳以上) □その他( ) |
| 方 | 祖母 | フリガナ カガ ユリ<br>加賀 百合               | 62               | 同居•別居(住所:            | ) | ☑就労 □疾病・障がい □介護・看護 □不存在<br>□高齢(65歳以上) □その他( ) |
| 母 | 祖父 | フリカ・ナ                             |                  | 同居・別居(住所:            | ) | □就労 □疾病・障がい □介護・看護 ☑不存在<br>□高齢(65歳以上) □その他( ) |
| 方 | 祖母 | <sup>フリカ</sup> ナ コマツ サチコ<br>小松 幸子 | 61               | 同居・別居(住所:小松市〇〇町〇〇番地  | ) | ☑就労 □疾病・障がい □介護・看護 □不存在<br>□高齢(65歳以上) □その他( ) |

## 保育を必要とする理由(保育の希望「有」の方のみ記入してください。)

| ☑就労      | ☑父 ☑母   |
|----------|---|
| <b>公</b> | 「就労証明書」を添付してください。                             |
| □妊娠・出産   | 出産(予定)日 令和 年 月 日                              |
| 口妊娠 田座   | 母子手帳の写し(出産(予定)日明記のページ)を添付してください。              |
| □疾病・障がい  | □父 □母   |
|          | 診断書または身体障害者手帳等の写しを添付してください。                   |
|          | □父 □母   |
| □介護・看護   | 介護等を受ける人(                                     |
|          | 介護を受ける人の診断書、介護保険証または身体障害者手帳等の写しを添付してください。     |
|          | □父 □母   |
| □就学      | 在学期間 年 月 日~ 年 月 日                             |
| 口机子      | 就学日数 週 日 就学時間 時 分~ 時 分                        |
|          | 就学を証明する書類 (学生証,合格通知書,職業訓練受講決定書等の写し)を添付してください。 |
| □求職活動    | □父 □母   |
| 口小城石勁    | 「求職活動申告書」を添付してください                            |
|          | □父 □母   |
| □育児休業    | 育児休業取得期間 年 月 日~ 年 月 日                         |
|          | 育児休業期間が記載された 「 就労証明書 」を添付してください。              |
| □その他     | □父 □母<br>(具体的に )                              |

#### 家庭の状況

| <u>家庭の状況</u> |   |
|--------------|---|
| 生活保護適応の有無    | 非該当・該当 (年 月 日 保護開始)                                     |
|              | 非該当・該当 ( 離婚 ・ 離婚調停中 ・未婚 ・死別 )                           |
| ひとり親世帯の有無    | 児童扶養手当受給 ( 有 ・ 無 ・ 申請中 )                                |
|              | 離婚調停中の場合は調停中であることがわかる書類、未婚の場合は戸籍謄本を添付してください.            |
|              | 非該当(該当)(身体障害者手帳、療育手帳、精神魔害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等受給者) |
| 障害者手帳等の有無    | 該当の場合は手帳等の写しを添付してください。                                  |

## ※市記入欄

| 認定区分           |      | 認疋事田       | <b>决</b> 证 | 5月           | 終了日   |    |
|----------------|------|------------|------------|--------------|-------|----|
| □1号            | □就労□ | □出産 □求職    |            |              |       |    |
| □ 2 号 (□標準・□短) | □育休□ | □疾病・障がい    | 月          | 日            | 月日    |    |
| □3号(□標準・□短)    | □介護  | □就学 □その他   |            |              |       |    |
| 利用者負担額         | 階層   | 市民税額       |            | 多            | 子軽減   | 備考 |
|                |      | 父          | 円          | □1子          | 0円・半額 |    |
| 円              | 第    | <b>□</b> : | 円          | $\square$ 2子 | 0円・半額 |    |
|                |      | その他        | 円          | □3子以         | (降    |    |



## 「学びの未来」を、0歳から。

子育ての負担を軽減し、 誰もが等しく園に通える環境を整えます。



## Qいつから?

令和6年4月から

## Q 対象者は?

保育園・認定こども園を利用しているすべての児童

## Qどうして?

## 子育て世帯の負担軽減

閣議 決定

こども大綱

良好な成育環境を確保し、 負担軽減を図ること

## 幼児教育の重要性

はじめの100か月ビジョン

O歳からの保育の重要性

加賀市独自に、第1子以降の保育料を無償化し、 子どもの乳幼児期からの育ち・学びを保証するとともに 子育て家庭が更に安心して出産、子育てできるよう 経済的支援を行います。

## Q加賀市のその他の子育て政策は?

- 副食費(おかず代)4900円 無料
- 18歳までの医療費 無料
- 1歳までのおむつ定期便 無料
- 小中学校の給食費 無料
- 第3子以降と第2子(小3まで)の 無料 放課後児童クラブ保育料

- 第3子以降の出産にお祝い金を支給
- 不妊治療 実質的無料
- かがにこにこパーク 開設
- 子育て応援ステーション 開設
- 10 地域全体で支える充実の環境

## 問い合わせ

〒922-8622

加賀市大聖寺南町二41番地 加賀市役所 子育て支援課



0761-72-7855







## 市内保育園・認定こども園 一 覧

## 令和7年10月1日

|            | 施設名         | 定員         | 住 所         | TEL     | 受入年(月)齢 | 開          | 一時保育       | 休日保育 |      |
|------------|-------------|------------|-------------|---------|---------|------------|------------|------|------|
|            | 地设在         | <b>正</b> 只 |             | 1 L L   | 文八千(万/副 | (月~金)      | (土)        | 日人四  | MUMA |
|            | 大聖寺保育園      | 60         | 大聖寺耳聞山町     | 72-0290 | 2歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 錦城保育園       | 50         | 大聖寺荻生町      | 72-1809 | 2歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 庄保育園        | 60         | 西島町         | 77-2524 | 2歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 勅使保育園       | 40         | 勅使町         | 76-2189 | 2歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 東谷口保育園      | 30         | 水田丸町        | 76-2404 | 2歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
| 公立保育園      | 作見保育園       | 70         | 作見町         | 74-1499 | 2歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
| 育          | スワトン保育園     | 100        | 潮津町         | 74-2820 | 4か月後    | 7:30~19:00 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 動橋保育園       | 165        | 動橋町(6区)     | 74-1567 | 4か月後    | 7:30~19:00 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 橋立保育園       | 95         | 小塩町         | 75-2824 | 4か月後    | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 加陽保育園       | 80         | 保賀町         | 76-3361 | 4か月後    | 7:30~19:00 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 山中中央保育園     | 65         | 山中温泉東桂木町    | 78-1739 | 1歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | 河南保育園       | 65         | 山中温泉長谷田町    | 78-1542 | 1歳      | 7:30~18:30 | 7:30~12:30 | 0    |      |
|            | やくおうえん      | 60         | 山代温泉(4区)    | 76-1642 | 2か月後    | 7:00~18:30 | 7:00~18:30 | 0    |      |
|            | 第2やくおうえん    | 20         | 山代温泉(4区)    | 76-1642 | 2か月後    | 7:00~22:00 | 7:00~22:00 | 0    | 0    |
| <b>=</b> 1 | 新生保育園       | 110        | 河南町         | 76-1395 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~19:00 | 0    |      |
| 私立保        | 清和保育園       | 80         | 大聖寺敷地       | 72-0800 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~19:00 | 0    |      |
| 立保育園       | 開陽保育園       | 100        | 山代温泉(14区の2) | 77-0311 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~19:00 | 0    |      |
|            | 聖光保育園       | 120        | 熊坂町         | 73-2821 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~18:00 | 0    |      |
|            | 山中ふたば保育園    | 70         | 山中温泉上原町     | 78-2475 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~19:00 | 0    |      |
|            | 山中保育園       | 70         | 山中温泉菅谷町     | 78-2226 | 2か月後    | 7:00~20:00 | 7:00~20:00 | 0    | 0    |
|            | キッズランドいなみえん | 210        | 片山津温泉(1区)   | 74-5555 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~19:00 | 0    | 0    |
| 沙          | 清心こども園      | 110        | 打越町(分校)     | 74-1485 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~19:00 | 0    |      |
| 定こ         | かが幼稚園       | 45         | 大聖寺岡町       | 72-3880 | 1歳      | 7:30~18:30 | 7:30~18:30 | 0    |      |
| 認定こども園     | わかたけこども園    | 130        | 別所町漆器団地     | 76-3544 | 2か月後    | 7:00~19:00 | 7:00~19:00 | 0    | 0    |
| 泉          | 松が丘こども園     | 165        | 山田町(松が丘)    | 73-1230 | 2か月後    | 7:00~18:30 | 7:00~18:30 | 0    |      |
|            | たちばなこども園    | 145        | 熊坂町(大同)     | 72-3632 | 2か月後    | 7:00~18:30 | 7:00~18:30 | 0    |      |

## 【参考】認可外保育施設

| 12 01 00 07 11 11 10 10 10 1 |    |       |   |         |         |            |
|------------------------------|----|-------|---|---------|---------|------------|
| 施設名                          | 定員 | 住     | 所 | TEL     | 受入年(月)齢 | 開園(月~金)    |
| 加賀キッズスクール<br>てくてくの杜          | 16 | 大聖寺新町 |   | 80-0273 | 2歳      | 8:00~17:00 |



## お気軽にご利用ください!!

## 一時保育

急な用事ができたときは.



家庭で保育している保護者が、病気のときや冠婚葬祭、その他の理由で急に用事ができた場合、一時的に子どもを保育園等で預かります。

- ■利用方法 市内保育園・認定こども園一覧(10ページ)の一時保育の欄に 〇印がついている施設で利用できます。利用を希望する施設に 直接申し込んでください。利用する際は、事前予約が必要です。
- ■利用料金 施設ごとに異なります。利用を希望する施設に直接問い合わせて ください。

## 育児仲間が欲しいときは・・・

## 保育園開放

家庭で子育て中の親子にとって、育児についての話し相手や子どもの遊び 仲間がいないとストレスが溜まることがあります。そこで、保育園等を定期的 に開放して、親子で遊んだり育児について相談したりする機会を提供しています。

- ■利用方法 施設ごとに日程が異なりますので、利用を希望する施設に直接 問い合わせてください。
- ■利用料金 無 料



## 子育て支援センター、

P育てに関する悩みや疑問は.



子育てに関する悩みや疑問について、電話相談や面接相談に応じます。 また、自由に遊べるお部屋の開放や、育児講座なども開催しています。

■問い合わせ先 子育て支援センター(スワトン保育園内)

(TEL: 0761-74-2820)

■利用料金 無料

## マイ保育園登録事業

登録しませんか?

「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」などの育児見学や育児相談の ほか、一時保育サービス(原則、平日の午前、半日利用)が満3歳に なる(3歳になる日の前日)まで、無料で3回受けられます。

- 登録対象 加賀市在住で、母子健康手帳を交付された人または 出産して家庭で子育てしている人
- 登録施設 市内の保育園・認定こども園



## 病児・病後児保育 -

## 病気・病気回復期の子どもの保育は・・・

病気のために登園することができない場合や保育園等で突然熱を出した場合など、 家庭での看護が必要な子どものために、一時保育を行います。

- 対象児童 O歳~小学6年生
- 利用料金 1日 1,500円 (半日 1,000円)
- 問い合わせ・申込先 『かもっ子』(加賀市医療センター内) TEL: 0761-76-5179



## 子育て短期支援事業 🦳 急な用事の時、保護者が病気になった時・・・

## ショートステイ事業

保護者の病気や冠婚葬祭で子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児不安や育児疲れで身体的・ 精神的負担の軽減が必要な場合は、短期間(原則7日以内)の宿泊を含め、子どもを児童養護施設 「伊奈美園」等で預かります。

## トワイライト等事業

仕事で帰宅が夜間になる場合や休日出勤に対応するため、子どもを児童養護施設「伊奈美園」等で 預かります。宿泊も可能です。

■ 問い合わせ・申込先 加賀市子育て応援ステーション(TEL:0761-72-2565)

■ 利用料金

世帯状況や子どもの年齢により、一定額の利用料金が必要です。

## かがファミリーサポートセンター事業 ―― 地域のみんなで子育てを応援します!

手助けが必要なときに"子育てをサポート"します。(事前に会員登録が必要です。)

- サポート内容
  - ☆ 園児の保育時間外の預かり ☆ 学童の登校前、放課後の預かり ☆ 保育施設等への送迎
  - ☆ 冠婚葬祭・学校行事・通院または気分リフレッシュなど外出時の預かり
- 対象児童 ○歳~小学3年生
- 一時預かり利用料金 <子ども1人1時間あたり>

| 利用 | 平日 | 8:00~18:00 | 700円   |
|----|----|------------|--------|
| 料  | 平日 | 上記以外の時間    | 9.00M- |
| 金  | 土• | 日曜日、祝日、病後児 | 800円~  |



■ 問い合わせ・申込先

(ひとり親家庭優遇あり)

かがファミリーサポートセンター "親子ほっとステーション" (旧南郷保育園園舎)

TEL/FAX:0761-75-7933 Eメール:oyakohot@trad.ne.jp

## こども家庭センターは、母子保健 と児童福祉の機能を一体的にして 切れ目なく相談支援します。



私たち子育で応援パートナー(保健師・保育士・ 社会福祉士・家庭相談員など)がお話をお聴き し、子育で家庭のニーズを把握しながら、「妊娠」 「出産」「育児」をサポートしていきます。

★お子さんと一緒に来所されても大丈夫です。 ★お子さんを遊ばせながら相談できます。

PORT

いろいろな 子育で支援の情報を 収集し、情報提供を 行います。 OPORT .

個別の

ニーズに合わせて 訪問・来所・電話など 相談支援を 行います。

PORT

連携する 子育て支援施設や 関係機関に つなぎます。 周りの 大人からの気づきで 連絡・つなぎ・ 相談を行います。



## が始市ごさきを終センター 子育で応援ステーション

#### 場所

〒922-0057 加賀市大聖寺八間道65番地 かが交流プラザさくら1階

#### 時間

8:30~17:15 月曜日~金曜日 (土・日・祝日・年末年始を除く) ※時間外相談についてはお気軽にご相談下さい。

#### 問い合わせ先

児童相談グループ: 子育で全般の相談について

TEL: 0761-72-2565 FAX: 0761-72-5626

E-mail: kagakkonet@city.kaga.lg.jp 緊急時(時間外) 上記TEL番号におかけください。

母子保健グループ:母子保健サービス、

障がい児相談などについて 866 FAX: 0761-72-5626

TEL:0761-72-7866 FAX:0761-72-5626 E-mail:boshihoken@city.kaga.lg.jp



◀子育て ハンドブック (2024年建版) ★加賀市の子育で情報: ホームページをご覧 ください。



妊娠期から子育で期(O歳~おおむね18歳)まで切れ目ない ワンストップ る で相談や支援を行います。



発生の相談器回です!



0 0000000

# 電話相談・来所相談など お気軽にどうぞ!

秘密は 守ります!



## 相談は無料です





## 子育て、子どもとの関わりで 悩んでいませんか?

とにかく イライラ するんだよなぁ

発育、発達がい配だ

落ち着きがなくて 心配だわ

子どもを 預かってもらえる ところないかな… 出産後、 助けてもらえる人が いなくて不安だな









# こんなことで悩んでいませんか? お子さんからの相談も受けています。

ストレスを かんいるなぁ

ペルきょう どうしよう… おとうさん、 おかあさん、 きょうだいのことで はなしをきいて もらいたいな がっこうになんか いきたくない

> おうちに ひとりでいるのが さびしい…









## 妊娠期から子育で期までの切れ目のない支援、子どもの育ちを見通した継続的な支援を行います。



妊娠期



出產期



乳児期



幼児期



学童期



思春期